

平成 16 年度  
全国統一品質管理監査  
結果の概要

平成 17 年 7 月

全国生コンクリート品質管理監査会議

(URL : <http://www.HINKANKAIGI.jp>)

## 1. 監査結果の概要

平成 16 年度の監査実施工場数 3,252 工場。  
監査結果の概要を [図-3](#)～[図-6](#) に示します。

## 2. 合格証の発行状況

合格証は、前年の監査結果に基づいて適合判定基準に適合している 3,240 工場に交付されました。

## 3. 査察の実施及び結果

合格証は、前年の監査結果に基づいて翌 1 年間の品質を保証する意味で交付されていますが、当該年の品質を確認するためにその年の途中で行う検査を査察といい、「合格証を交付された工場に対する査察要領」に基づいて実施しています。査察の結果は、[表-9](#) の通りです。

## 4. ㊦マークの発行状況

平成 16 年度の㊦マークは、平成 15 年度全国統一品質管理監査の実績に基づいて 45 地区会議から使用承認申請があり、3,196 工場に㊦マークの使用を承認した。

㊦マークは、合格証を交付された工場に対して全国会議が発行する全国共通の識別標識です。

㊦マークは、外形 30mm の円形で、マークの上部中央に該当年度を表示し、色によって年度を識別しています。平成 12 年度及び 13 年度はグリーン、平成 14 年度はワインレッド、平成 15 年度はスカイブルー、平成 16 年度はオレンジの㊦マークを使用しています。

一般には、工場が発行する文書に貼付されています。

## 5. 監査制度の有効性評価結果

平成 12 年度から監査制度の有効性に関する評価、即ち監査制度が有効に機能し、期待する効果が得られているかどうかについて毎年調査しています。

平成 16 年度の有効性評価結果は以下の通りです。

### (1) 監査基準の達成度の評価

121 項目の監査基準達成度(A 評価された割合)を総括的事項、個別的事項、望ましい事項及び実地審査のそれぞれについて求め、評価基準と比較して○、△、×で評価した結果を [表-10](#) に示します。

### (2) 顧客の評価(顧客に対するアンケート調査結果より)

建設業界を対象にして全国の建設会社234社の購買担当部門に対して「生コンの品質管理監査制度」に関するアンケート調査を実施した結果を図-7に示します。

### (3) 生産者の評価(生産者に対するアンケート調査結果より)

監査制度に対する生産者の自己評価結果を図-8に示します。調査は各地区会議で少なくとも10工場に対してアンケート調査表を配布し、全国で462工場から回答をいただきました。調査表への記入は無記名とし、記入者は経営者又は工業標準化推進責任者(IQC)の方としています。

### (4) 非工業組合員の組合加入割合からみた評価

平成11年度は22工場、平成12年度は37工場、平成13年度は37工場、平成14年度は153工場、平成15年度は79工場、平成16年度は18工場が新たに工業組合に加入しました。新規加入のすべての要因が品質管理監査にあるとはいえませんが、その多くは監査制度に関係していると思われます。

### (5) 学会・発注官庁などの評価

日本建築学会の平成10年度版「コンクリートの品質管理指針・同解説」に“全国統一品質管理監査制度に合格した工場を選定することが望ましい”と解説で記述されたのを皮切りに、土木学会の2001年度版「コンクリート標準示方書―施工編―」の解説では“レディミクストコンクリート工場の選定にあたっては、この監査に合格し、㊦マークを取得した工場から選定する必要がある”と、日本建築学会の「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」の解説では“この監査において合格した工場には「㊦マーク」の表示を許可しているので、工場の選定に際して参考にするとよい”と記述されました。

国土交通省においては、平成15年版「土木工事共通仕様書」では、“請負者は、レディミクストコンクリートを用いる場合には、・・・配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定する”と、大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針 平成16年版」では、“産・官・学で構成された「全国生コンクリート品質管理監査会議」が策定した「全国統一品質管理監査基準」に基づき「地区品質管理監査会議」が工場立入監査を行っているので、品質確保の確認には、その結果を参考にするとよい”と記述されました。

JR 東日本の「工事標準仕様書」においても“JIS表示認定工場で、かつ、品質管理監査合格工場から選定する”と記述されました。

都道府県の土木工事共通仕様書にも全国統一品質管理監査の合格工場や㊦マーク使用承認工場を選定条件にする記述が増えています。

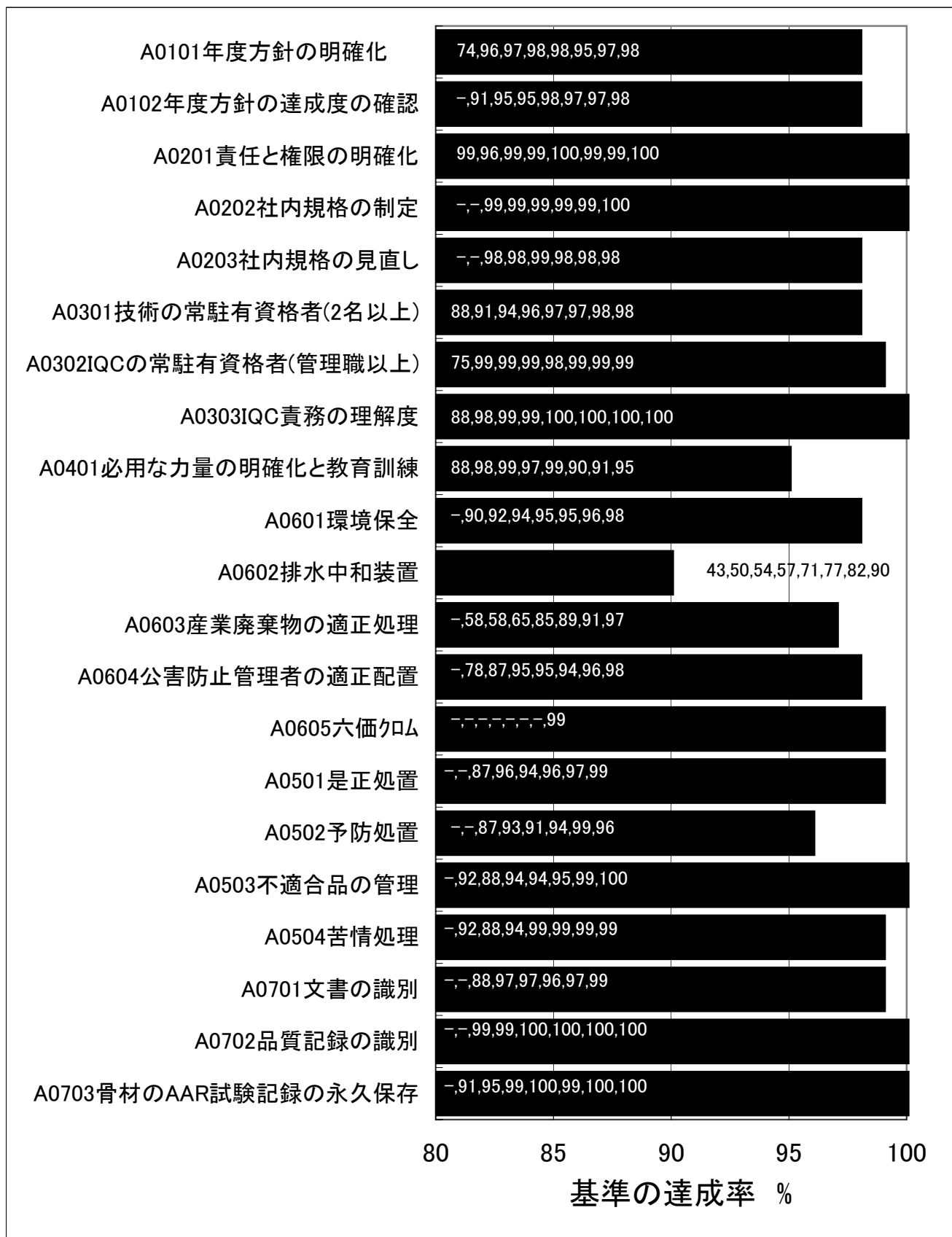


図-3 総括的事項(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度及び16年度の実績を示す



図-4 個別的事項-1(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度及び16年度の実績を示す

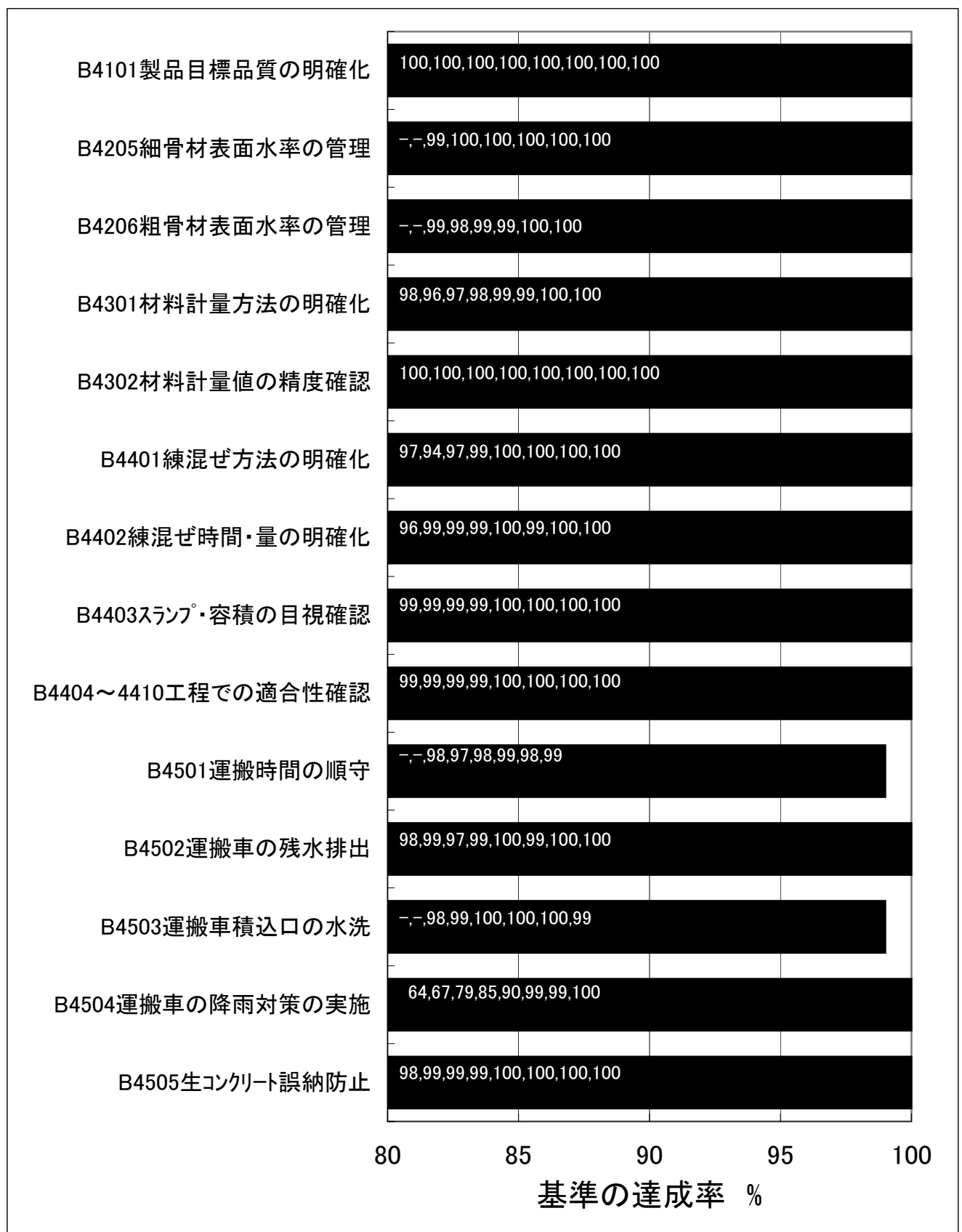


図-4 個別的事項-2(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度及び16年度の実績を示す

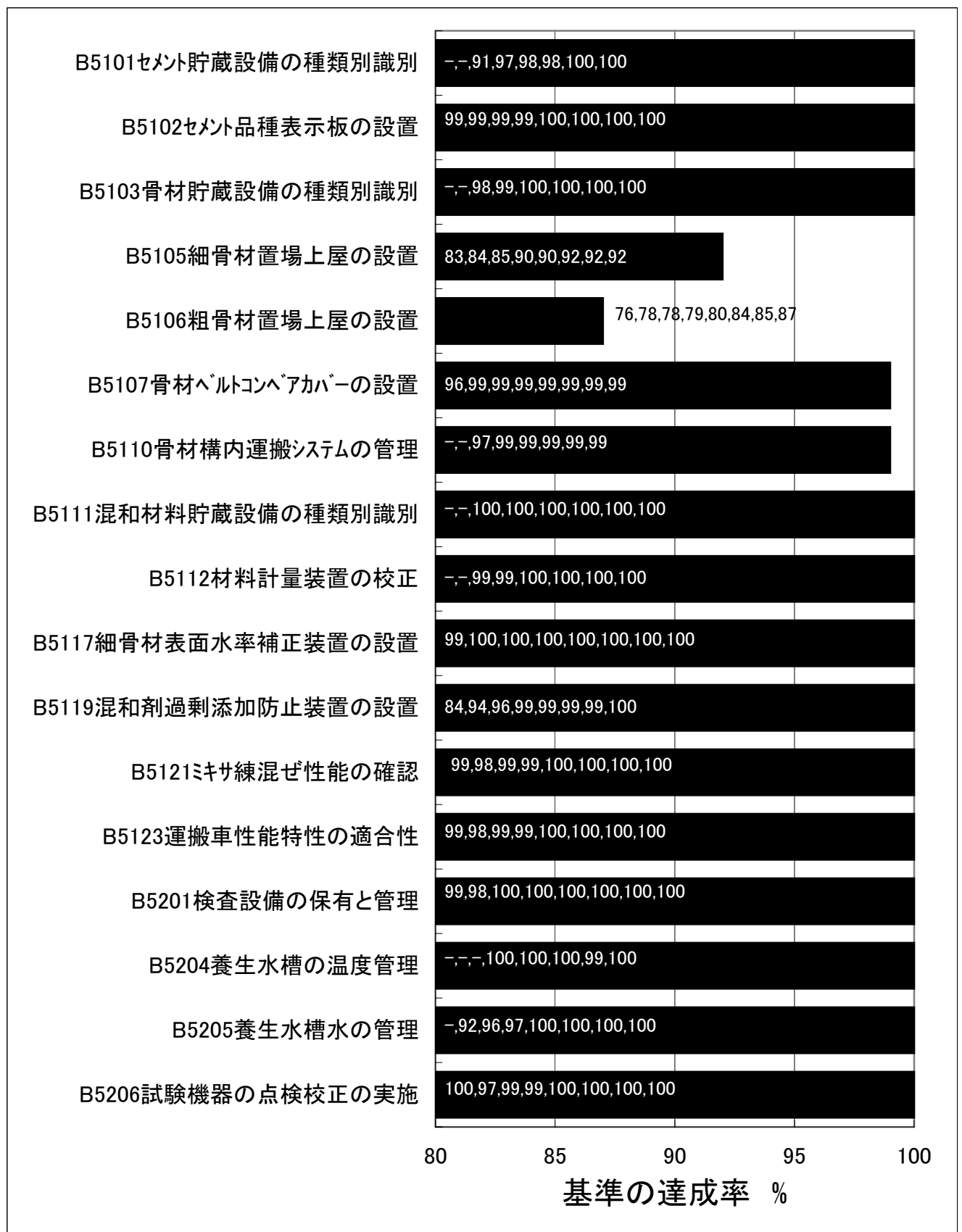


図-4 個別的事項-3(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度及び16年度の実績を示す

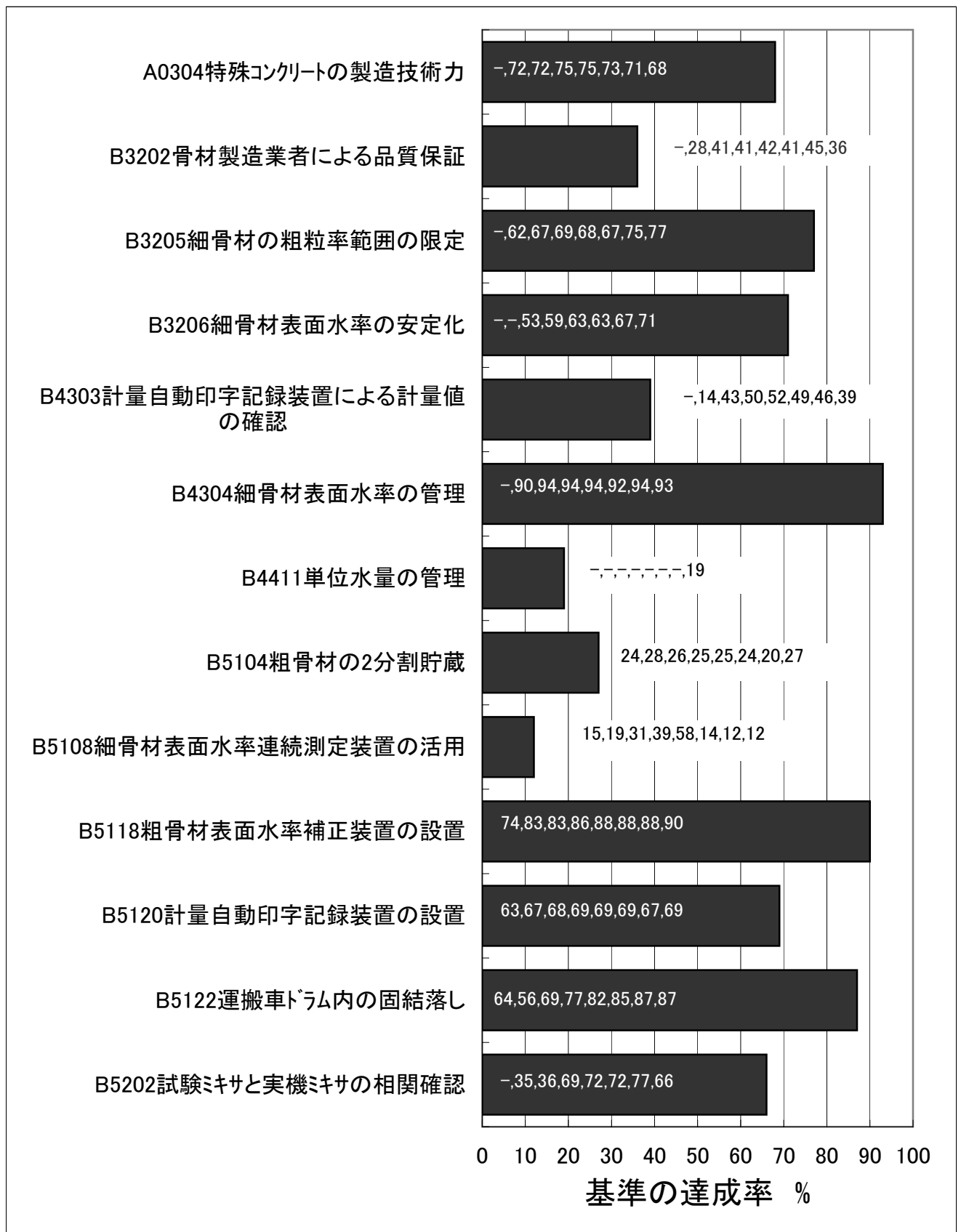


図-5 望ましい事項(a)評価の割合

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度及び16年度の実績を示す

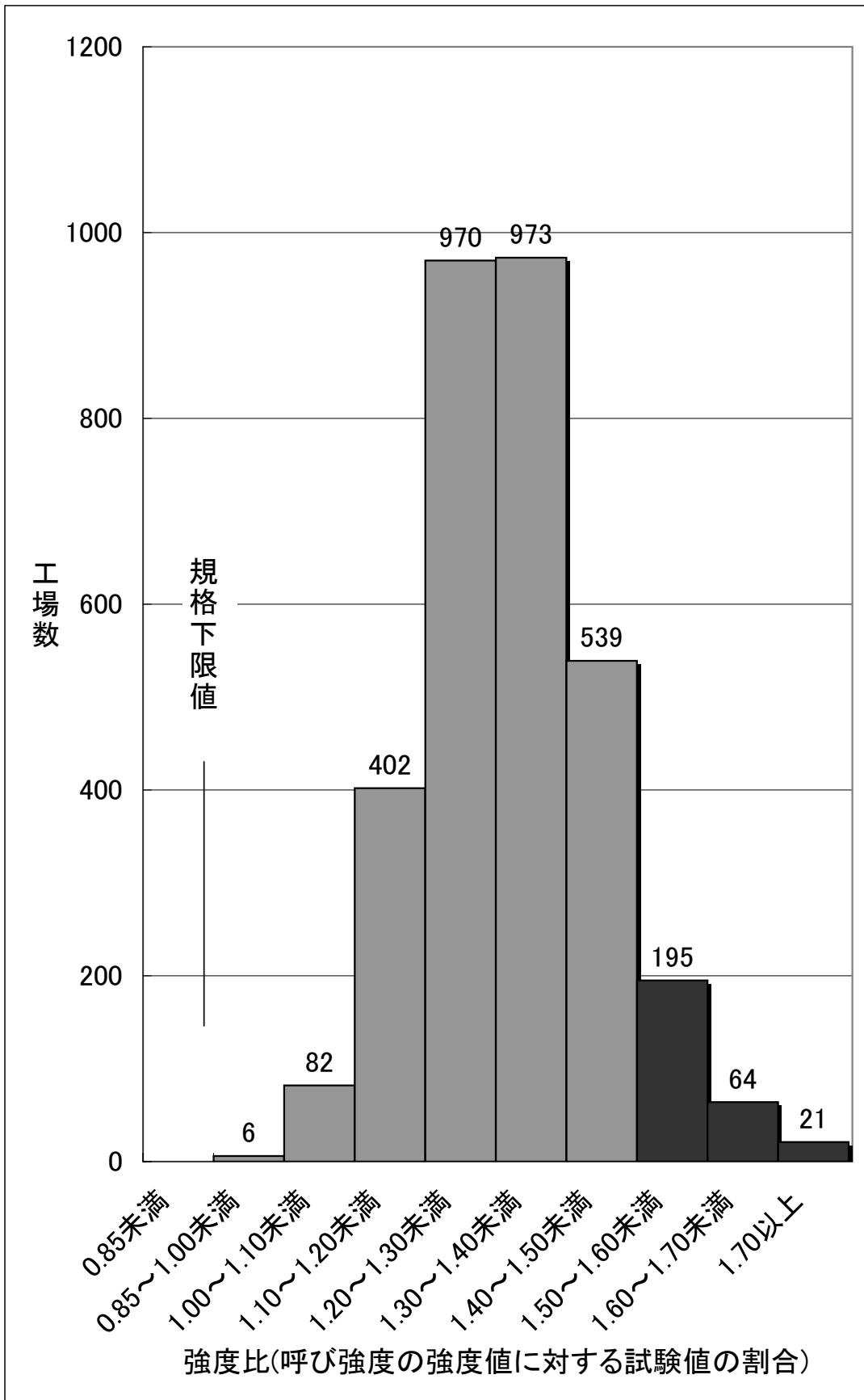
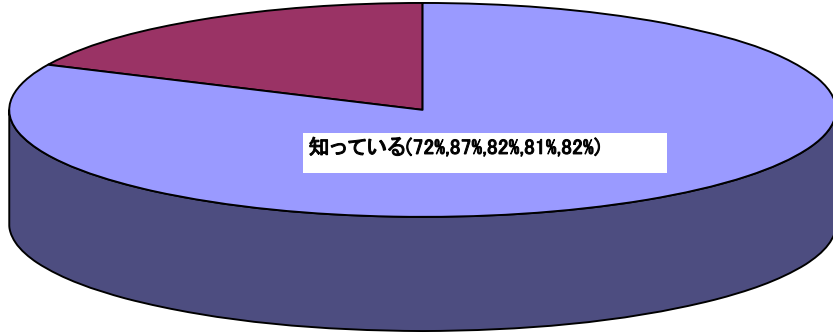


図-6 平成16年度 コンクリート圧縮強度の適合性(実地調査)

注) 黒い網掛部分は過剰強度

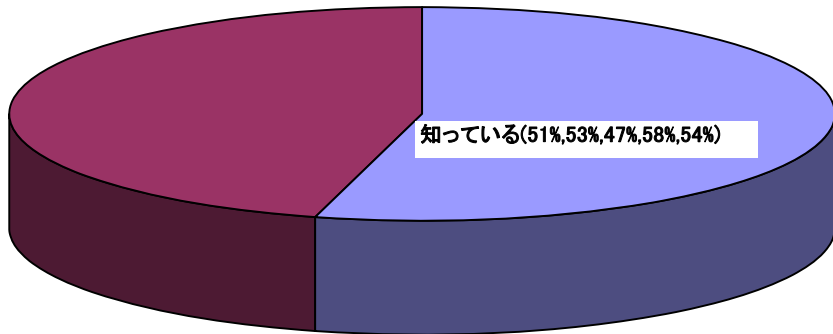
### 生コン業界の品質管理監査制度に対する周知度

知らない(28%,13%,18%,19%,18%)



### 産官学体制で全国で毎年実施

知らない(49%,47%,53%,42%,46%)



### 合格証の交付

知らない(47%,14%,19%,16%,14%)

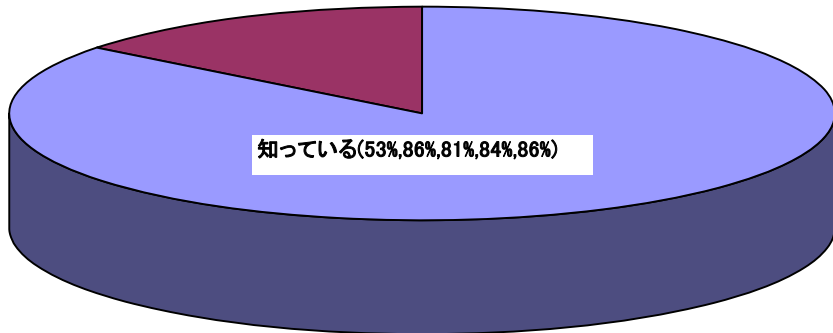


図-7 顧客の評価(その1)

全国234の建設業者対象

数字は左から順に平成12年度,13年度,14年度,15年度,16年度の割合を示す。

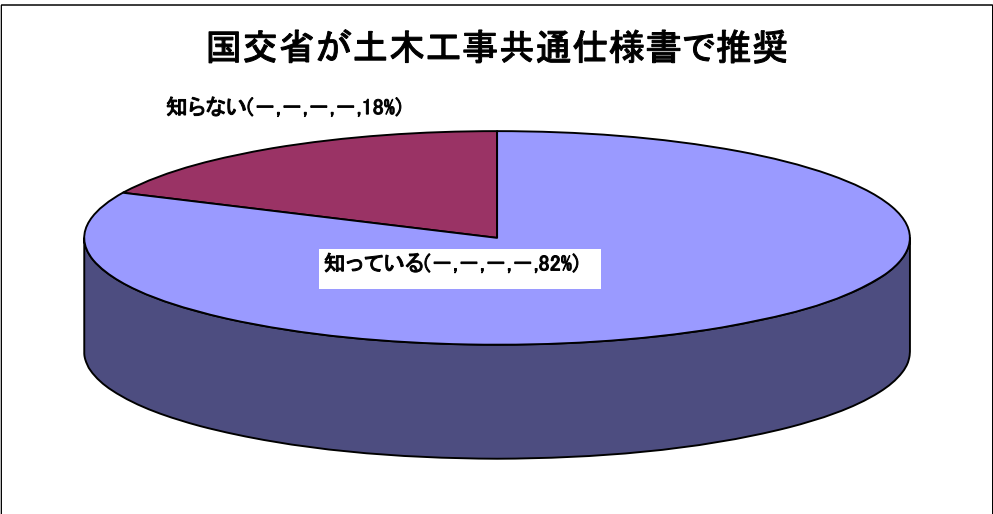
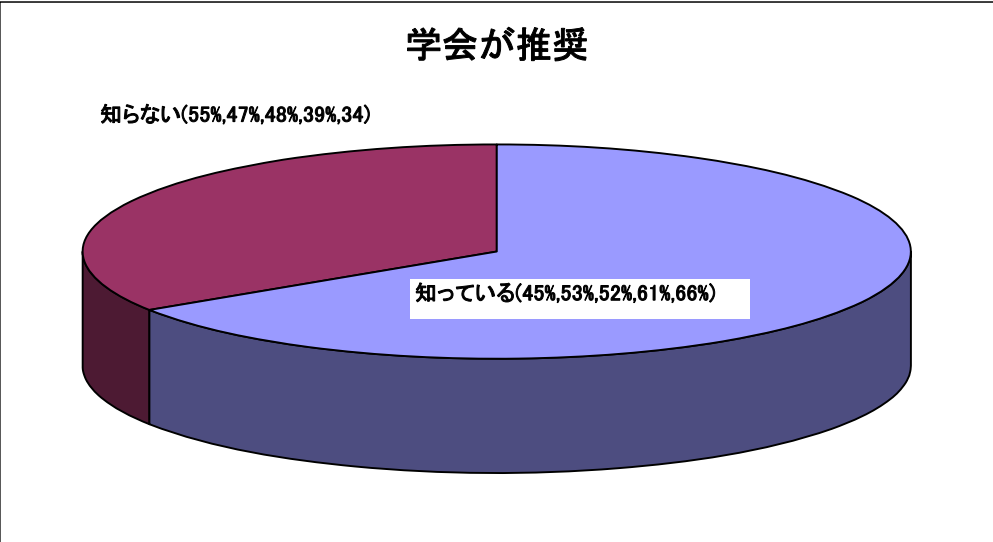
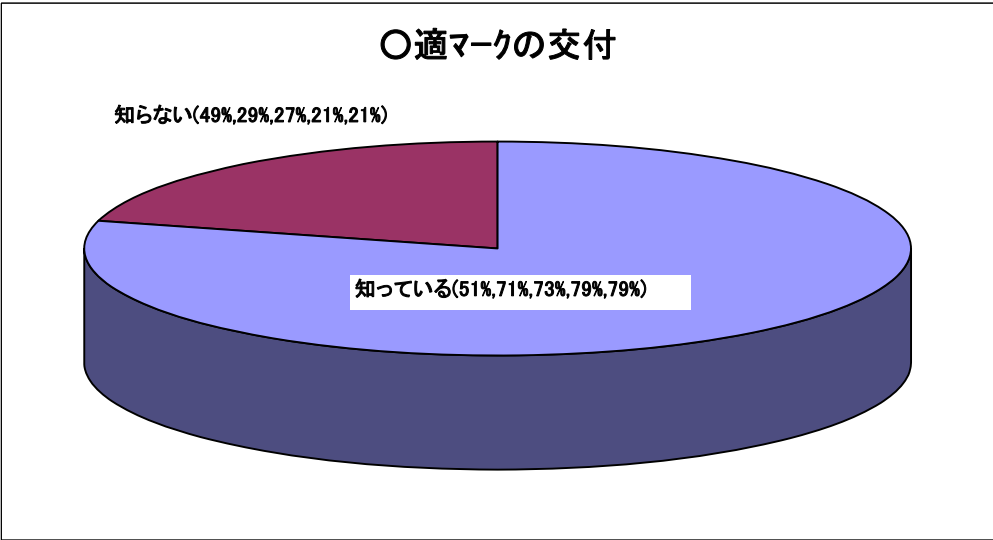


図-7 顧客の評価(その2) 全国234の建設業者対象

数字は左から順に平成12年度,13年度,14年度,15年度,16年度の割合を示す。

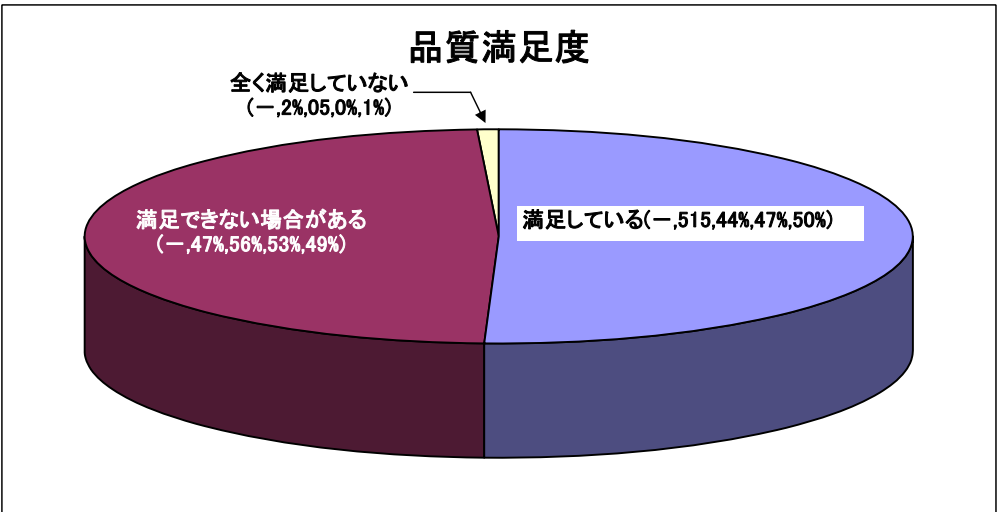
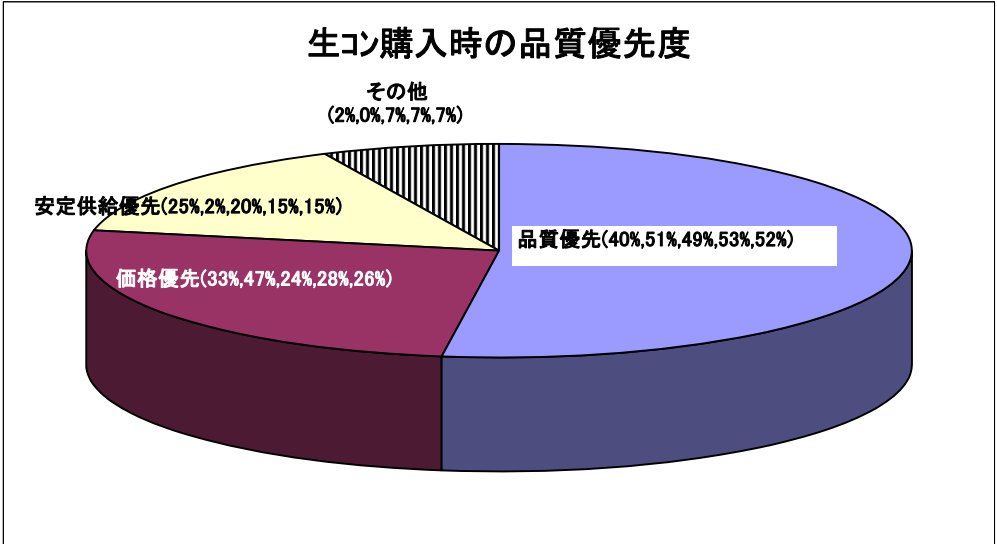
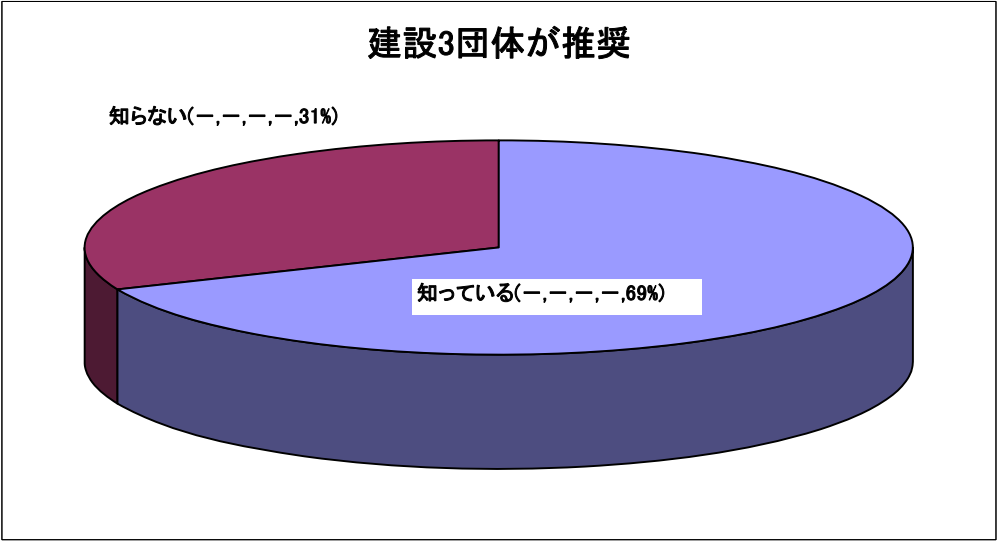


図-7 顧客の評価(その3) 全国234の建設業者対象

数字は左から順に平成12年度,13年度,14年度,15年度,16年度の割合を示す。

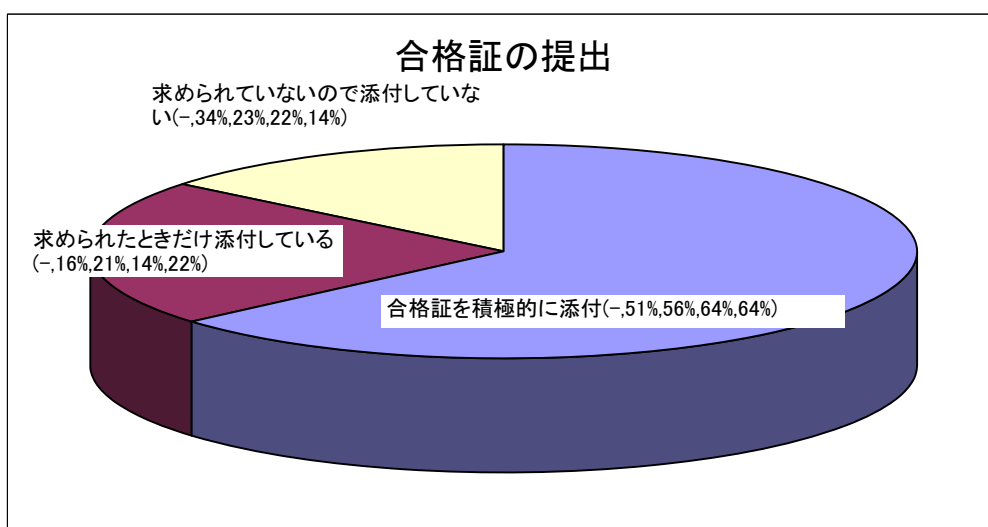
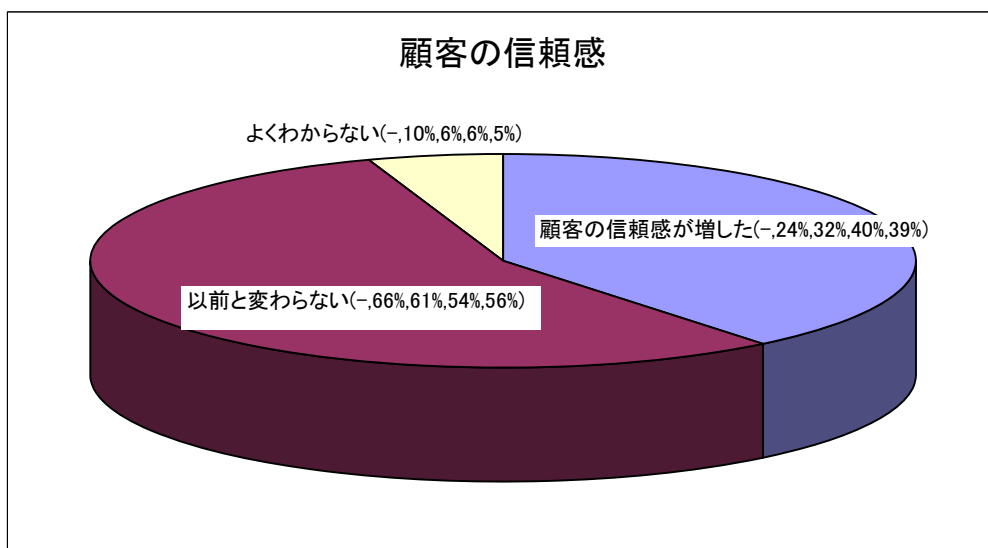
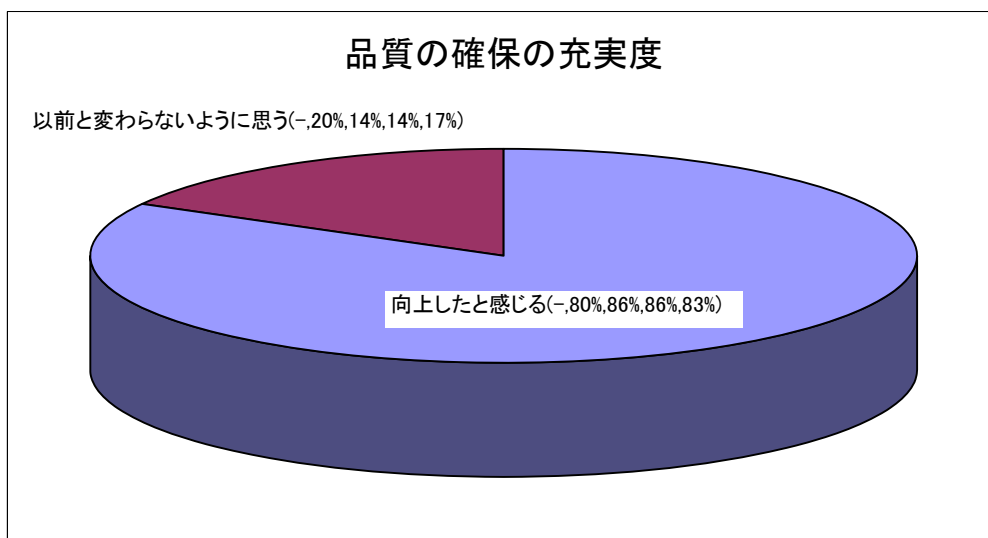


図-8 監査を受信した工場の自己評価(その1) 全国462工場対象

数字は左から順に平成12年度,13年度,14年度,15年度,16年度の割合を示す。

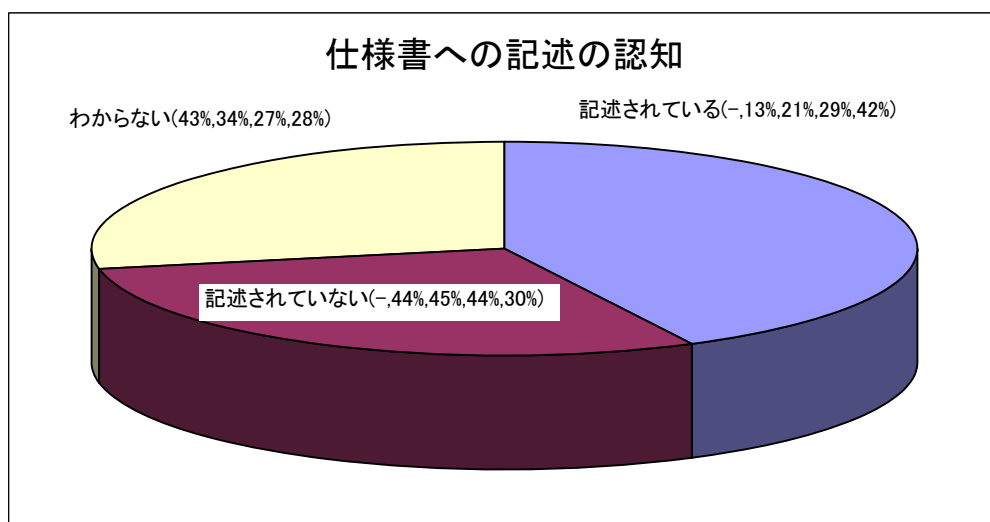
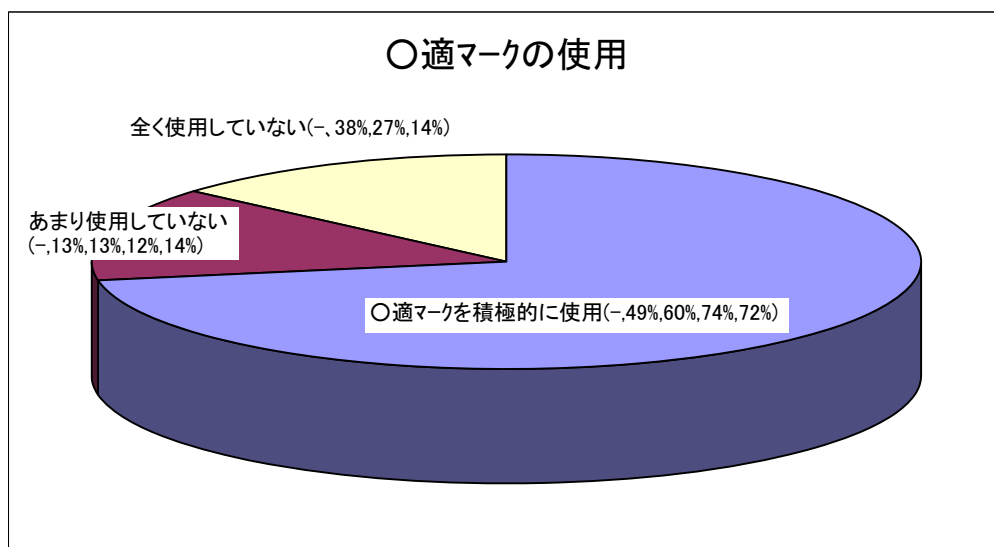
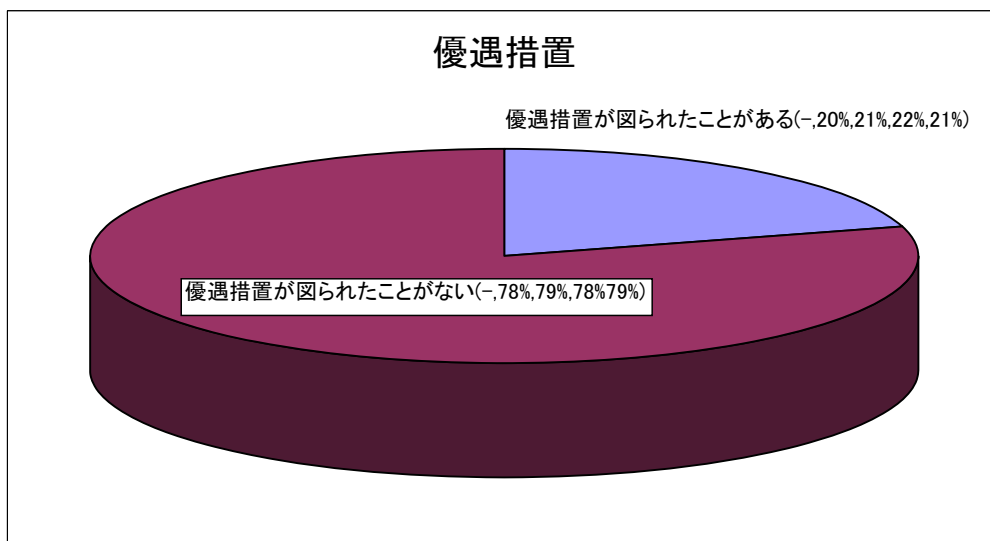


図-8 監査を受信した工場の自己評価(その2) 全国462工場対象

数字は左から順に平成12年度,13年度,14年度,15年度,16年度の割合を示す。

表-9 査察の実施状況(平成16年度)

	平成15年度 監査実施工場数	査察実施期間	査察実施工場数	不適合 工場数	配合修正 工場数	W測定方法
北海道	253	16.07.12~16.08.31	27			①:19, ②:8
青森	65	16.11.15~16.11.22	9			①:9
秋田	51	16.07.09~16.07.21	5			②:5
岩手	64	16.10.21~16.10.28	8			①:8
山形	58	16.10.18~16.10.21	10			①:10
宮城	59	16.08.20~16.09.30	8			①:8
福島	55	16.07.16~16.07.28	6			①:6
埼玉	78	16.05.10~16.05.18	25			①:25
千葉	68	16.11.01~16.11.06	7			①:7
東京	65	16.05.12~16.05.21	7			①:7, ②:2, ③:5
神奈川	66	16.05.11~16.06.30	16			①:16
茨城	43	16.11.04~16.11.05	5			①:5
栃木	46	16.11.12~16.11.30	12			①:12
群馬	52	16.10.05~16.10.20	9			③:9
長野	87	16.04.22~16.11.18	9			①:9
山梨	39	16.06.29~16.07.01	5			①:5
新潟	114	16.10.21~16.11.19	13			①:13
富山	48	16.07.06~16.07.07	5			①:5
石川	55	16.06.30~16.07.06	6			①:6
福井	44	16.09.03~16.09.30	5			②:5
静岡	97	16.06.08~16.06.26	10			①:10
岐阜	74	16.04.09~16.05.10	8			①:8
愛知	108	16.04.12~16.04.28	11			①:11
三重	74	16.07.29~16.11.20	7			②:7
滋賀	36	16.06.02~16.07.28	4			①:4
奈良	35	16.06.08~16.06.23	8			③:8
京都	42	16.06.16~16.06.18	7			②:7
大阪兵庫	245	16.07.23~16.08.25	21			①:21
和歌山	68	16.06.22~16.11.16	7			①:7
岡山	72	16.04.20~17.02.24	8			①:8
広島	111	16.03.12~16.03.19	12			①:12
山口	57	16.07.27~16.08.04	6			①:6
島根	68	16.10.21~16.10.26	7			①:7
鳥取	31	16.06.29~16.11.01	4			①:4
徳島	39	16.10.15~16.10.28	5			②:5
香川	31	16.07.05~16.07.09	4	強度:1 <sup>*1)</sup>	2	①:4, ②:4
愛媛	55	16.06.16	6			①:6
高知	56	16.09.14~16.11.12	6			①:1, ②:4, ③:1
福岡	104	16.08.24~16.09.08	10			②:10
佐賀	27	16.09.15~16.10.05	3			①:3, ②:1, ③:1
長崎	84	16.10.26~16.11.18	9			①:9
熊本	73	16.10.21~16.11.02	8			①:8
大分	79	16.05.18~16.06.01	12			①:12
宮崎	66	16.10.25~16.11.19	65			①:65
鹿児島	101	16.09.18~16.10.07	11			①:11
沖縄	48	16.10.01~16.11.30	5			①:5
計	3,291		461		2	

W(単位水量)測定方法:①配合の妥当性確認方法, ②エアータ法, ③高周波加熱法

\*1)養生水槽中の供試体の本数が規定している管理本数に対し不足(香川県地区会議の上乗せ基準)

表-10 監査制度の有効性評価基準及び評価結果(平成16年度)

評価項目		平成16年度評価基準			結果	判定
		○ (良好)	△ (未だ良好とは言えない)	× (不十分)		
①監査基準達成度 (A評価された割合の総平均値)	総括的事項	98%以上	95~98%未満	95%未満	98	○
	個別的事項	98%以上	95~98%未満	95%未満	99	○
	望ましい事項	65%以上	60~65%未満	60%未満	58	×
	実地調査	全工場がA評価	B評価工場がある	C評価工場がある	C評価工場 (5工場)	×
②顧客の周知度(監査制度)		90%以上	80~90%未満	80%未満	82	△
③顧客の周知度(合格証)		90%以上	80~90%未満	80%未満	86	△
④顧客の周知度(㊤マーク)		90%以上	80~90%未満	80%未満	79	×
⑤顧客の満足度(品質)		80%以上	60~80%未満	60%未満	50	×
⑥品質確保の充実度		90%以上	80~90%未満	80%未満	83	△
⑦顧客の優遇措置		50%以上	30~50%未満	30%未満	21	×
⑧積極的活用(合格証)		80%以上	50~80%未満	50%未満	64	△
⑨積極的活用(㊤マーク)		80%以上	50~80%未満	50%未満	72	△
⑩顧客の信頼度		80%以上	50~80%未満	50%未満	39	×
⑪新規の監査希望工場数		10工場以上	5~9工場	4工場以下	18	○
⑫学会の優遇措置(㊤マークに関する記述)		仕様書・示方書の本文	仕様書・示方書の解説	記述なし	仕様書・示方書の解説	△
⑬都道府県の優遇措置(合格証又は㊤マークに関する仕様書・通達などへの記述)		80%以上 (37地区以上)	50~80%未満 (36地区~23地区)	50%未満 (22地区以下)	30地区	△

注：①は監査結果の評価。②～⑤は顧客を対象としたアンケート調査結果。⑥～⑩は生産者による自己評価。⑪は業界の調査結果